

分担金・拠出金の名称	国際海底機構分担金	平成28年度 予算額	101,184千円	総合 評価	B
拠出先の国際機関名	国際海底機構 (ISA)				
国際機関の概要	1994年11月の国連海洋法条約発効に伴い設立された国際海底機構 (ISA) は、国連海洋法条約が「人類の共同の財産」と規定した深海底(すべての沿岸国の大陸棚の外側にあっていずれの国の管轄権も及ばない海底及びその下)の鉱物資源の管理を主たる目的とし、国連海洋法条約及び同条約第11部の実施協定の規定に従って、深海底における活動を組織し及び管理することを任務としており、深海底鉱業活動に関する規則作りやワークショップの開催等を行っている。				
評価基準	達成状況				
1. 当該機関等の専門分野における影響力・貢献	<p>・ISAは深海底鉱物資源の管理を行う唯一の国際機関であり、深海底鉱物資源の探査及び開発に向けた取組みを行っている。国の管轄権の及ばない深海底において鉱物資源の探査及び開発を行うためには、ISAから承認を受け、ISAと契約した上で、ISAが採択した規則に基づき活動を実施することが義務づけられているところ、ISAは深海底鉱物資源の開発に関し、多大な影響力を有している。これまで、ISAは、3種類の深海底鉱物資源の概要調査・探査規則を採択(マンガン団塊:2000年採択、海底熱水鉱床:2010年採択、コバルトリッチクラスト:2012年採択)した。この規則に従い、マンガン団塊については、我が国の深海資源開発株式会社(DORD)を含む15のコントラクターが、海底熱水鉱床については、5のコントラクターが、コバルトリッチクラストについては、我が国の独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)を含む3のコントラクターが探査活動を実施している。</p> <p>また、2016年、我が国のDORDを含む複数のコントラクターが15年のマンガン団塊探査契約の契約期限満了を迎えるが、これらのコントラクターは、深海底鉱物資源開発の技術的困難性や経済的状況に鑑み、直ちに開発に移行できないことから、探査契約延長の意向を示し、2015年7月のISA理事会で探査契約延長規則が採択された。その後、これらコントラクターは、同規則に基づく探査契約の延長申請をISAに対し行っている。現在、ISAでは探査の次の段階である開発を行うために必要となる開発規則の採択を優先課題としており、2015年7月のISA理事会において、当面取り組むべき重要事項(16項目)及びアクションプランとして今後12～18か月かけて優先的に検討する7項目が採択され、開発規則策定に向けた取組みが実施されているなど、ISAが深海底鉱物資源の管理及び探査・開発に果たす役割は極めて大きい。</p> <p>・更にISAは、国連、国際ケーブル保護委員会(ICPC)、国際水路機関(IHO)、国際海事機関(IMO)、太平洋共同体等との間で協力関係を構築している。</p>				
2. 我が国重要外交課題遂行における当該機関等の有用性(意思決定における我が国のプレゼンスを含む)	<p>・天然資源の乏しい我が国にとり、深海底鉱物資源の探査及び開発に向けた環境整備は極めて重要(注:総合海洋政策本部作成「海洋基本計画」は、「海洋鉱物資源の開発の推進」を政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策として定めている。)。ISAは深海底鉱物資源の管理を行う唯一の国際機関であり、深海底鉱物資源の探査及び開発を行うためには、ISAから承認を受け、ISAと契約した上で、ISAが採択した規則に基づき活動を実施することが義務づけられているところ、ISAへの拠出及び関与は不可欠。</p> <p>・我が国は、ISA設立以来理事国を務め、ISAでの議論及び意思決定に積極的に関与してきている。また、各種規則案の作成、コントラクターの業務計画申請や年次報告書の審査等を業務としている法律・技術委員会に邦人委員を継続して送り込んでおり、ISAにおける政策立案に積極的に関与してきている。その結果、我が国コントラクターにとって円滑な探査活動を可能とする各種規則が採択されている他、我が国コントラクターの業務計画申請や年次報告書の審査に適切に対応してきている。</p> <p>・ISAとの契約により、我が国コントラクターである深海資源株式会社(DORD)及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)が深海底鉱物資源の将来的な開発に向けた探査活動(資源量調査、生産関連技術の検討等)を行っているところ、拠出に見合うだけのメリットは十分ある。</p>				
3. 当該機関等の組織・財政マネジメント	<p>・2015年7月の総会で、ISAの運用について全般的かつ系統的なレビューが実施されることが決定され、新たに設置された検討委員会が任命した外部コンサルタントによる調査が実施されている。同調査には、我が国、我が国指名の法律・技術委員会委員及び財政委員会委員も意見を提出している。最終的な調査結果は、2017年の総会で報告(対外公表)される予定。</p> <p>・財政委員会(注:我が国委員が出席)において、事務局から財務状況説明や実施済みの事業の会計報告(注:KPMGによる外部監査を実施)が適切に行われている。また、ISAは、国際公会計基準(IPSAS)の導入に向けた準備を行っており、財政マネジメント強化に努力してきている。</p> <p>・予算の執行状況を踏まえたコスト削減や効率化に向けた工夫(通訳経費の削減や購入物品の見直し等)が行われている。</p>				
4. 当該機関等における邦人職員の状況	<p>・ISA事務局に邦人職員はいない。その理由は、深海底鉱物資源管理という専門的知見を有するとともに、ISA所在地のジャマイカでの勤務を希望する人材の確保が困難であるということであり、引き続き人材発掘に努めることとする。他方、法律・技術委員会及び財政委員会には設置以来常時、我が国指名の邦人委員を送り込んでおり、ISAの意思決定に関与している。</p>				
5. 我が国拠出の執行管理、PDCAサイクルの確保	<p>・以下のとおり分担金のPDCAサイクルを確保できており、執行状況についても会計報告書等により確認できている。</p> <p>Plan: 財政委員会策定の予算が総会で承認される。</p> <p>Do: 我が国を含む加盟国から分担金が支払れ、ISAによって案件が実施される。</p> <p>Check: 外部監査機関による収支報告の監査が実施される。</p> <p>Act: 財政委員会において予算執行状況及び外部監査機関の報告書を評価し、要改善事項があれば財政委員会議長報告として総会及び理事会に問題提起され、改善に向けた議論が行われる。</p>				
担当課・室名	国際法局海洋法室				